

---

# **弥富市移動支援事業による外出の範囲**

---

**弥富市健康福祉部福祉課**

**令和5年4月(改定版)**

# 弥富市移動支援事業による外出の範囲

## 【移動支援の概要】

単独では外出が困難な障がい児（者）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、「外出時に必要となる移動の介助」及び「外出に伴って必要となる身の回りの介護」を行います。なお、この事業は1日の範囲内で用務を終えるものとします。

## 1. 外出の範囲

移動支援事業として認められる外出の範囲は、事業目的から見て、外出が「社会通念上、公的サービスの対象として適当か否か」という観点から判断します。

### 移動支援の対象として認められる外出内容

#### ①社会生活上必要不可欠な外出

- ア) 公的機関（官公庁や金融機関）における諸手続き  
…市役所への付き添い、公的機関での記載の代筆、金融機関での金銭の出し入れなどの付き添い
- イ) 買い物  
…デパート、スーパーなどへの買い物の付き添い
- ウ) 各種団体の行事、会合への参加  
…障害者団体などの会合参加に伴う付き添い
- エ) 地域活動への参加  
…自治会、女性の会、子供会の行事への参加に伴う付き添い
- オ) 社会生活一般で考えられる外出（児童は、保護者が同伴するものとして不可）  
…冠婚葬祭への出席、墓参り、お見舞いの付き添い
- カ) 今後の社会生活を営む上で必要な手続きで、目標達成後に継続しない外出（児童は、保護者が同伴するものとして不可）  
…学校・施設見学及び利用手続き、入学手続き、会社説明会などへの付き添い

#### ②余暇活動など社会参加のための外出

- キ) 自己啓発や教養を高める外出（単発あるいは期間が3ヶ月以内のもの）  
…講演会、博覧会、美術館、文化教養講座などへの付き添い

ク) 体力増強や健康増進を図るもの

…トレーニングジム、プール、体育館、運動場、公園などへの付き添い

ケ) 生活の質を充実、向上させるもの

…散歩、映画鑑賞、カラオケ、コンサート、観劇、ショッピング、レクリエーション、レジャー、理美容などへの付き添い

**ただし、海水浴、川遊びや登山など危険を伴う場合は認められません。**

### 移動支援の対象として認められない外出内容

#### ①外出先で収入を得ることを目的とした外出

会社勤務に同行する。会社の出張に同行する。講演会に講師（謝礼あり）として出席する。

#### ②通年かつ長期にわたる外出（通年とは、1年間を通じて定期的に外出すること。長期とは概ね3ヶ月を超える期間継続すること。）

学校への通学。障害者施設への通園。

学校に準ずるもの…各種専門学校、職業訓練学校

施設に準ずるもの…生活介護、小規模作業所

その他…学習塾、お稽古事、スイミングスクール

※通学については、原則、認めないが、主たる介護者の疾病などにより介護が出来ず、代替りの介護者も難しい場合には認める。

※特別な理由（出産のために安静期間が長期で必要など）で終了期間が見込めるものについては、3ヶ月以上の長期に渡って移動支援を利用することを認める。

#### ③政治活動及び宗教活動に係る外出

政治活動としての選挙運動や宗教活動としての布教活動、勧誘などは認めない。

#### ④公的サービスを利用するのにふさわしくない場所への外出

競輪場、競馬場、競艇場、パチンコ店、麻雀店、居酒屋などの飲酒を目的とした場所やその他の公共の秩序に欠ける場所への外出。

## 2. 移動支援事業に関する Q&A

**Q1. 職場や学校からの移動支援事業の利用について、職場や学校からの帰り道に移動支援事業を利用して買物などに行くことは可能ですか？**

A1. 認められません。ただし、遠方へ買物などにでる場合であれば、通勤・通学とは別の移動と考えられるためサービスの利用は認められます。

**Q2. 短期入所の行き帰り、また、短期入所中の外出において移動支援事業が利用できますか？**

A2. 短期入所の送迎については、基本的には短期入所事業者の業務となります。しかし、短期入所事業者が送迎をしない場合は、移動支援事業が認められる場合があります。ただし、短期入所中の外出における移動支援事業は利用できません。

**Q3. ヘルパーに居酒屋やパチンコ店に同行してもらいたいが可能ですか？**

A3. 認められません。  
公費負担によるサービスを利用するのにふさわしくないためです。

**Q4. 施設や送迎バスのバス停まで移動支援の利用による送迎は可能ですか？**

A4. 通年かつ長期にわたる外出にあたるので、施設や送迎バスのバス停までの送迎で移動支援は利用できません。

**Q5. 介護者が入院または怪我のため、児童を学校や送迎バスのバス停まで連れて行くことができない場合、移動支援での送迎は可能ですか？**

A5. 認められます。  
介護者の入院や怪我などにより送迎ができない場合は、その事情が解消されるまでの間に限り認められます。

**Q6. 介護者が就労のため、児童を学校や送迎バスのバス停まで連れて行くことができない場合、移動支援での送迎は可能ですか？**

A6. 原則、認められません。  
介護者の就労が理由の場合は、期間が限定されないため認められません。ただし、母子・父子世帯などでやむを得ない事情がある場合は、勘案の上、検討し決定します。

**Q7. 学校・施設などの行事に保護者が病気などで付き添えない場合、移動支援での送迎は可能ですか？**

A7. 認められません。  
学校・施設などの行事はあくまでも学校教育・施設支援の一環であるため、開催主体

は学校・施設になりますので、送迎の支援も開催主体の学校・施設が行うものとなります。

**Q8. 通学・通勤の訓練目的で、移動支援の利用は可能ですか？**

A8. 認められます。

通学・通勤を訓練目的とする場合は、3ヶ月を限度として認められます。

**Q9. ヘルパーが運転する車で外出をする場合、移動支援で可能ですか？**

A9. 認められません。

運転中にヘルパーが支援を行うことができないので、移動支援は認められません。

**Q10. 移動支援でプールに行く場合、プール利用中の支援も可能ですか？**

A10. 移動支援事業は、目的地に行くまでの行程における介護が主な目的です。

プール遊泳中の介助は本来、移動支援の対象ではありませんが、プールでの遊泳の際に、ガイドヘルパーによる介助などの支援が必要である場合（\*）には、遊泳中に伴う介助を含めて移動支援の対象となります。したがって、目的地において利用者が自ら活動できる場合（この例では「プール内で更衣、遊泳が自らできる」場合）は、移動支援事業として算定されません。ただし、目的地においても、利用者に対して介助・支援が必要な場合は、「自宅～目的地～自宅」の連続した移動支援事業として利用できます。

**Q11. 移動支援でヘルパーと宿泊旅行に行くことは可能ですか？**

A11. 原則、認められません。

移動支援は、1日の範囲内で用務を終えるものが対象なので、旅行先での支援は認められません。

認められるのは、自宅から目的地までの送りと目的地から自宅までの迎えとなります。

**Q12. 保護者が駅などでヘルパーと待ち合わせて児童をヘルパーにお願いし、移動支援を利用することは可能ですか？**

A12. 認められます。

移動支援の基点は自宅ですが、保護者が同行してヘルパーにお願いする場合は認められます。

**Q13. 児童が習い事に行くのに移動支援を利用することが可能ですか？**

A13. 認められません。

習い事は、通常、定期的かつ長期にわたるものに該当するためです。

**Q14. 事業者主催の遠足や運動会などの付き添いで移動支援の利用は可能ですか？**

A14. 事業者主催の行事はあくまで主催者側が主体となるので、事業者が支援を行うべきであり、移動支援での利用は認められません。

**Q15. 移動支援での2人対応が認められますか？**

A15. 原則、移動支援の2人介護は認められません。その場合は、行動援護で支給となります。

**Q16. 車両移送のサービスがない短期入所施設や日中一時施設の送迎を移動支援で利用することが可能ですか？**

A16. 単身者または家族が病気などで送迎を行う人がいない場合のみ認められます。ただし、認められるのは、自宅と施設との間のみで、施設間の移動支援は認められません。

**Q17. 移動支援での通院は、医療機関内の待機時間は支給対象になりますか？**

A17. 通院については、原則、居宅介護（通院など介助）での支給となりますが、障害支援区分が非該当であったり、支給時間数の不足などにより、同サービスを利用することができない場合は、移動支援での支給も認められます。ただし、待機時間については対象とならず、送迎のみが対象となります。

**Q18. 移動支援は30分でも利用することが可能ですか？**

A18. 移動支援は、30分でも利用できます。

**Q19. 児童が移動支援を利用する場合は、何歳から利用することが可能ですか？**

A19. 小学生以上から18歳までとなります。

ただし、保護者の付き添いが求められる場合に、移動支援での介助や見守りで保護者の代理をすることは認められません。（散歩やレクリエーションなどの外出は認められます。）

**Q20. 準備のみを行って外出できなかった場合に、移動支援の算定はできますか？**

A20. 外出のための着替え、準備、排泄などの介護をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象となりません。

**Q21. スーパー銭湯や温泉などにおいて、入浴に伴う介助は移動支援の対象となりますか。**

A21. 入浴に伴う介助は本来、移動支援の対象ではありませんが、スーパー銭湯や温泉などでの入浴の際に、ガイドヘルパーによる介助などの支援が必要である場合(\*)には、入浴に伴う介助を含めて移動支援の対象となります。

**(\*) 介助などの支援が必要である場合について**

プールやスーパー銭湯を利用したり、映画や観劇などを観賞したりする時間および食事などの時間については、利用者の状況が以下のいずれかの要件に該当するときは、介助などの支援が必要である場合と判断のうえ、その間の支援も含めて移動支援の対象とします。なお、その場合であっても、スーパー銭湯や温泉などでの入浴に伴う介助、プール遊泳中の介助などについては、ガイドヘルパーによる介助などの支援の対応が可能であるかどうか、事前に事業者を確認してください。

- ①利用者一人では場内において危険が及ぶ可能性がある場合
- ②身体の障がいにより、利用者一人では場内での移動が困難な場合
- ③知的または精神の障がいにより、利用者が場内での誘導を必要とする場合
- ④身体、知的または精神の障がいにより、利用者一人では場内での目的を達することが困難な場合
- ⑤その他、食事、トイレなど場内において適宜、介助を必要とする場合

また、事業者の方におかれましては、このような支援を行った場合には、判断理由および支援内容をサービス提供記録に記載いただきますよう、よろしくお願いいたします。

この手引きは、平成26年4月からの弥富市地域生活支援事業（移動支援事業）の考え方をまとめたものであり、今後の地域における事業の必要性の有無や社会情勢などにより変更することがある。

施行期日【H26. 4. 1適用、H27.4.1一部改定、H28.4.1一部改訂】